

# 医療法人情報 閲覧の手引



東京都保健医療局

医療政策部医療安全課

令和5年10月30日発行

令和7年3月26日改訂

## 1 はじめに

### (1) オンラインによる閲覧申請について

- 都道府県知事は、定款・寄附行為、事業報告書等の医療法人情報について、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないとされています（医療法第52条第2項）。東京都では、「東京都医療法人情報支援システム」（以下、「システム」という。）にアクセスし、オンラインで閲覧をしていただくことが可能です。

＜東京都医療法人情報支援システム＞ <https://www.iryohoujin-info.metro.tokyo.lg.jp/>

★令和7年3月26日より、スマートフォン・タブレットなどのモバイル端末での閲覧に対応できるようになりました！

QRコード※ ↓にスマートフォン等のカメラをかざすことでもアクセス可能です。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

### (2) オンラインによる閲覧の利用にあたり準備が必要なもの

本システムの御利用に際しては、以下の機器類等を準備していただく必要があります。

- \* インターネット接続が可能な PC・スマートフォン・タブレット端末（インターネット閲覧用ブラウザは Microsoft Edge、Google chrome または Safari）※Internet Explorer では正常に動作しません。
- \* 利用可能なメールアドレス及び連絡先電話番号
  - 「閲覧申請」を行い承認されると、メールアドレスに「ワンタイムパスワード」が通知されます。そのワンタイムパスワードの入力により、医療法人の定款・寄附行為、事業報告書等の閲覧メニューの利用が可能になります。メニューから閲覧をしたい医療法人の番号や名称を検索することにより、該当のファイルを閲覧することが可能です。

### (3) このシステムで閲覧が可能なもの

このシステムでは、東京都が所管する医療法人について、以下のファイルが閲覧（ダウンロード）可能です。

- 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事の監査報告書等）（直近3カ年分※）
- 定款・寄附行為（最新版）
- 医療法人名簿（閲覧日前日現在）

※当該医療法人から未提出、あるいは記載内容の確認中である等、諸般の理由により閲覧ができない状態の項目がございますが、その個別具体的な理由については、お問い合わせいただいてもお答えできませんので予め御了承ください。

#### (4)セキュリティ対策について

- オンラインによる閲覧は制限時間が設けられており、一定時間が経過すると自動でログアウトされます。続けて閲覧したい場合は、再度閲覧申請が必要になります。
- 運用に支障の（おそれが）ある行為を行った者に対して、システム上での閲覧を停止、または禁止することがあります。

## 2 閲覧に係る画面操作方法

### (1) 閲覧申請を行う

【システム TOP ページの画面イメージ】※下図はイメージであり、実際のレイアウトと異なる場合があります。



上記の図、システム TOP ページの「閲覧申込み」ボタンをクリックすると、閲覧申請画面に遷移します。必要事項を入力して、最下段の「閲覧申請」ボタンをクリックすると、確認を求めるポップアップが出ます。次に進む場合は「OK」をクリックしてください。



## (2) ワンタイムパスワードが、上記で入力したメールアドレスに届く。

### 【東京都医療法人情報支援システム】ワンタイムパスワード



東京都医療法人情報支援システム <notice\_only\_mefis@sigfy.jp>  
宛先

東京都保健医療局医療政策部医療安全課から  
東京都医療法人情報支援システムについてのお知らせです。

「東京都医療法人情報支援システム」に閲覧申請がありましたので、  
あらかじめ設定されている本メールアドレスにワンタイムパスワードをご通知いたします。  
下記のワンタイムパスワードを画面へ入力してください。

ワンタイムパスワード (OTP) :

6桁の数字

ワンタイムパスワードは発行後 30 分間有効です。

[東京都医療法人情報支援システム]

TOP ページ : <https://www.iryohoujin-info.metro.tokyo.lg.jp>

発行 : 東京都保健医療局医療政策部医療安全課  
(〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号)

こちら通知専用のアドレスとなっております。※返信不可

上記 (1) で「OK」をクリックすると、「ワンタイムパスワード」入力画面に遷移し、  
(1) で入力したメールアドレスに、左記のようなワンタイムパスワード通知メールが届きます。

### （３）ワンタイムパスワードを入力する。

（２）のメール本文中に記載されているワンタイムパスワード（数字 6 桁）をワンタイムパスワード欄に入力し、「閲覧」をクリックします

【ワンタイムパスワード入力画面】

### （４）検索画面で検索をかける

閲覧したい法人の検索画面が表示されます。医療法人名称、フリガナ、医療法人番号のうちのいずれか 1 項目を条件にすることで検索が可能です。文字列の部分一致検索も可能です。

【閲覧メニュー画面】

#### ① 医療法人名簿・事業報告書等の閲覧

表示された医療法人の一覧には、直近 3 年度分の事業報告書等の書類と定款・寄附行為がリンクで表示されますので、クリックすると、PDF ファイルがダウンロードされます。閲覧画面の最下段にある「医療法人名簿出力」ボタンをクリックすると、東京都が所管する医療法人の最新のリスト（医療法人名簿）がエクセルで表示されます。

※ 2 4 時間ごとに最新の内容に更新されます。

「医療法人名簿出力」をクリック！

閲覧を終了する際は、「閲覧終了」ボタンをクリックしてください。  
なお、ブラウザの再読み込み等を行うと自動で閲覧終了となります。

医療法人名簿出力

閲覧終了

1 2 3 ... 281 > >|

サポートデスク

操作についての不明点や障害時の連絡など、サポートデスクへお問い合わせください。  
受付時間：平日 9:00～17:00

☎ 042-307-7474    ✉ [tokyo\\_Lg@kk-grp.jp](mailto:tokyo_Lg@kk-grp.jp)

[サイトマップ](#) | 
 [個人情報保護基本方針](#) | 
 [サイトマップ](#)

東京都保健医療政策部医療安全課医療法人担当：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話：03-6320-4426（直通）

Copyright © 2023 Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.

#### 4 その他

○ 閲覧メニューの操作方法等については、サポートデスクを御用意しておりますので、お問合せください。

★スマートフォン・タブレット端末での閲覧の際は、「サポートデスク」に関するご案内の電話番号やメールアドレスをタップすると直接、電話やメールのアプリが起動する機能が実装されました。

東京都医療法人情報支援システムサポートデスク

TEL : 042-307-7474 Email:tokyo\_Lg@kk-grp.jp

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

#### ○ よくあるご質問

**(Q1) 定款等を閲覧できる法的根拠を教えてください。**

(A1) 医療法では、都道府県知事は、定款・寄附行為、事業報告書等、監事の監査報告書等について閲覧請求があった場合は、閲覧に供さなければならないと規定されています（法第52条第2項）。令和4年3月31日に公布された医療法施行規則の一部を改正する省令では、閲覧する場合は都道府県のホームページ等に掲載するなどインターネットの利用により実施することとされました。これに基づいて、東京都では、医療法施行細則第35条の2において、閲覧の具体的な方法等について規定しています。

**(Q2) このシステムで閲覧の対象となる文書にはどのようなものがありますか。**

(A2) このシステムで閲覧に供される書類は次のとおりです。

閲覧日現在、東京都に主たる事務所が所在する医療法人に関する以下の事項

○定款・寄附行為

○事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事の監査報告書等）※

※医療法人の形態により、提出する様式が異なるため、上記以外の書類が含まれている場合があります。

（注意）医療法人からこれらの書類が提出されていないなどの理由により、掲載されていないことがあります。

○医療法人名簿

**(Q3) 閲覧の対象となっている文書はいつ時点のものですか。**

(A3) 定款・寄附行為は最終改正が行われたもの、事業報告書等は直近3カ年分、医療法人名簿は、閲覧日前日時点の法人一覧が掲載されています。

**(Q4) 事業報告書等で閲覧したい年度のファイルが掲載されていないのはなぜですか。**

(A4) 医療法人から事業報告書等が提出されていない等の理由でファイルが掲載されていない場合があります。個別の医療法人の事業報告書等が掲載されていない理由については、お問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。

**（Q5）事業報告書等の提出は医療法人の義務にも関わらず、掲載されていないのはなぜですか。所管庁である東京都は事業報告書の未提出に対し指導をしていないのですか。**

（A5）「掲載されていない＝未提出」ではなく、提出済みであっても、記載内容の確認中や補正のために掲載出来ない場合もございます。また、事業報告書が未提出の医療法人に対しては、所管庁として随時提出の督促を行っております。なお、対象の医療法人の未掲載理由については、お問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。